明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三）　二

○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四）　六

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日を定める政令（二五）　六

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（二六）　六

○出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（二七）　六

〔告　示〕

○ハイバル・パフトゥンハー州の洪水被災地域及び周辺地域における母子保健機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**六一）　六

○第四次初等教育開発計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**六二）　六

○肥料を登録した件（**農林水産**二三二）　六

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**二）　六

○道路に関する件（**同**三、四）　六

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**六）　六

〔国会事項〕

〔**人事異動**〕

内閣　最高裁判所　七

〔**皇室事項**〕　七

〔**官庁報告**〕

官庁事項　八

網走管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　八

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八

〔**公　告**〕

諸事項　八

官庁

財団、鉱業法第一四二条の規定関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九

会社その他

二九

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三号）（内閣官房）

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七九号）の施行期日は令和七年一〇月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四号）（総務省）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行期日は令和七年一〇月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五号）（内閣府本府）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行期日は、令和七年五月一六日とすることとした。

◇重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（政令第二六号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める機関は、検察庁とすることとした。（第一条関係）

(二)　法第二条第二項第二号の政令で定める者は、検事総長等とすることとした。（第二条関係）

2　重要経済安保情報の指定等

(一)　重要経済安保情報の指定

(1)　指定に関する記録の作成は、指定及びその解除を適切に管理するための帳簿に指定をした年月日等を記載し、又は記録することにより行うものとした。（第三条関係）

(2)　重要経済安保情報の表示の方法は、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法等によりするものとした。（第四条関係）

(3)　法第三条第二項第二号の規定による通知は、指定の有効期間が満了する年月日等を記載した書面の交付等の方法により行うものとした。（第五条関係）

(4)　行政機関の長は、法第三条第三項の規定により措置を講じたときは、指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとした。（第六条関係）

(二)

(1)　指定の有効期間及び解除

行政機関の長は、指定をした場合においてその有効期間が満了したときは、重要経済安保情報表示の抹消等の措置を講ずるものとした。（第七条関係）

(2)　行政機関の長は、指定の有効期間を延長したときは、法第三条第二項第二号の通知を受けた者等にその旨等を書面の交付等の方法により通知すること等の措置を講ずるものとした。（第八条関係）

(3)　法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に重要経済安保情報文書等を収納し、施錠した上で、指名する職員にこれを携行させることとした。（第九条関係）

(4)　行政機関の長は、指定を解除したときは、重要経済安保情報表示の抹消等の措置を講ずるものとした。（第一〇条関係）

(三)　保護措置

(1)　行政機関の長は、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する規程を定めるものとし、法第五条第一項の政令で定める措置は、この規程に従い、これらの措置を講ずることとした。（第一一条関係）